

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策本部の設置について 令和2年4月16日改正
令和2年4月11日決定
NPO 法人風の音 理事会

1. 主旨

新型コロナウイルス感染症の新型インフルエンザ等特別措置法(H21年法律第31号。以下「特措法」) 指定及び一連の各種事務連絡・通知等、並びに緊急事態宣言発令に伴い、本理事会に「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策本部(以下「本部」という)」を設置する。

2. 本部について

- (1) 名称 NPO 法人風の音「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策本部」
- (2) 設置場所 横浜市戸塚区平戸町(NPO 法人風の音 本部事務所) ※会議は別
- (3) 設置期間 R2(2020)年 4 月 11 日から新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を必要とする期間(5月6日を目途)

3. 本部の構成員 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があるとみとめるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 理事長

副本部長 副理事長(法令遵守、HP 担当)、安全衛生担当理事(小河原)、~~渉外、調整担当理事(氏家)~~

本部員 ~~本部長、副本部長以外の理事及びオブザーバ~~各事業(放課後等デイサービス事業をのぞく)の管理者(森島、石井、三橋)

4. 本部に幹事を置く。幹事は職員の中から本部長がその都度指名する。

5. 本部に「事業継続実行委員会」を設置することができる。その名称並びに設置場所、設置期間、構成員は本部長が定めることができる。

生活介護部会と共同生活援助部会を設け、検討案を対策本部に上申するものとする。

6. 本部の庶務は各事業所の協力を得て、本部事務所において処理する。

7. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

参考資料：内閣府

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/konkyo.pdf

備考：4月11日開催「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策本部」会議次第より

構成員：本部長(理事長) 根本 副本部長(法令遵守/HP 担当) 守谷・(渉外/調整担当) 氏家・(安全衛生担当) 小河原 本部員：(生活介護担当) 森島・石井・(共同生活援助担当) 三橋 本部員補佐：(計画相談支援担当) 皆川・(本部事務/労務担当) 佐野